

令和3年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画

令和3年3月2日決定

北海道並びに青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県及び長野県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「1都18県」という。）のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）の処理を確実にかつ適正に実施するため、「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成29年3月変更）」（以下「処理計画」という。）第2部第2章2（3）ア及び「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針（平成19年1月決定）」（以下「指導等方針」という。）3（2）に基づき、次のとおり、令和3年度北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理実施計画を定めます。

1 処理対象PCB廃棄物

北海道PCB廃棄物処理事業においては、次のPCB廃棄物を処理します。

【当初施設処理対象物】

変圧器類	PCBを使用した高圧変圧器、低圧変圧器、リアクトル、計器用変成器、放電コイル及び整流器等で3kg以上のもの
コンデンサー類	PCBを使用した高圧コンデンサー、低圧コンデンサー及びサージアブソーバで3kg以上のもの
PCB油類	廃PCB及びPCBを含む廃油

【増設施設処理対象物】

安定器及び汚染物等	PCBを使用した照明器具用安定器、3kg未満の小型電気機器、感圧複写紙、ウェス、汚泥、その他汚染物
-----------	---

2 処理計画

(1) 当初施設処理対象物

ア 搬入期間

令和3年度は処分期間の最終年度であることから、定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び使用事業者の理解のもと確実に処理を進めるものとします。

イ 処理量

令和3年度の処理量は次のとおりとします。

- ① 変圧器類 33台
- ② コンデンサー類 3,000台
- ③ PCB油類 200本
- ④ 保管容器 141台

※PCB油類については、ドラム缶の本数によりその量を示しています。

(2) 増設施設処理対象物

ア 搬入期間

定期修理期間を除く期間に、保管事業者及び使用事業者の理解のもと計画的かつ効率的な処理を進

めるものとしてします。

J E S C Oは、計画的かつ効率的な処理を行なうため、処理にあたって、多量保管事業者（P C B汚染物等を1. 5 t以上保管する事業者）を、ベースロードとして取扱うものとしてします。

イ 処理量

令和3年度の処理量は1, 160 tとします。

3 確実かつ適正な処理を推進するための方策

P C B廃棄物の確実かつ適正な処理については、処理計画及び指導等方針に定めるもののほか、令和3年度が処分期間の最終年度もしくはその1年前であることを踏まえ、次のとおり取扱うものとしてします。

(1) 収集運搬中における緊急時連絡体制

収集運搬中の事故など緊急時における関係者への連絡については、「北海道P C B廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制（平成29年11月変更）」により行うものとしてします。

(2) P C B廃棄物処理に関する普及啓発の実施

北海道及び1都18県並びにJ E S C Oは、期限内の処理と処理施設への安全で効率的な輸送が行われるよう保管事業者等に対して処理の必要性や計画的な使用の中止などについて必要な情報の提供に努めるとともに、J E S C Oが設置する「P C B処理情報センター」において、処理施設における処理状況、環境モニタリング情報や1都18県の取組などに関する情報を発信し、P C B廃棄物処理事業への理解を進めることとします。

(3) P C B廃棄物の処分期間中における確実な処理の推進

北海道及び1都18県は、処分期間中における確実な処理を推進するため、以下の取組を行うこととします。

- ① 掘り起こし調査を速やかに完了させるとともに、事業者に対する立入検査等を通じ、未処理事業者には速やかに処理を完了させるよう指導することとします。
- ② J E S C Oに機器等の登録を行っていない者に対し、立入検査等の機会を通じ、速やかな契約及び処理完了を指導することとします。
- ③ 使用中の機器を所有する事業者に対しても、産業保安監督部と連携し、期間内処理を指導することとします。
- ④ 安定器の保管事業者等に対して、必要に応じ、分別等の適正な実施について指導することとします。

(4) 中小企業者等が保管するP C B廃棄物の処理の推進

中小企業者等の保管するP C B廃棄物（以下「中小企業者保管P C B廃棄物」という。）の早期処理に向け、北海道及び1都18県は、J E S C Oとの十分な連絡調整等を通じて、以下の取組みに対する協力を行うこととします。

- ① 中小助成件数（台数）の増加、契約の加速化
- ② 収集運搬体制の円滑化の取組の実施
- ③ 処理期限が迫っていることを踏まえた速やかな登録の促進

(5) その他

この他、P C B廃棄物の処理にあたって必要な事項について、広域協議会等において協議、調整して定めるものとしてします。